

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成26年11月27日（木）午後4時から午後5時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

### 参加者等

司会者 河 本 雅 也（さいたま地方裁判所第5刑事部部総括判事）

裁判官 井下田 英 樹（さいたま地方裁判所第5刑事部判事）

検察官 小 野 寺 明（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 神 尾 尊 礼（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 50代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 男性（以下「8番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

今日は経験者の皆さん，朝から本当にどうもありがとうございました。模擬裁判に始まりまして，先ほどの事例検討会，さらにこの意見交換会ということで，今日の企画はもうこれでラストになりますので，もう一頑張りよろしく願いいたします。私は，このさいたま地裁の刑事5部の部長をしております河本と申します。今日皆様と一緒に審理を担当した井下田判事は，私と一緒に事件を処理している仲であります。今度は意見交換会という形で，皆様のこれまでの御経験や今日の模擬裁判を通じてお感じになったこと，それからこれから裁判員裁判をよりよくしていくためにどんなことが必要なのかというあたりについて中心に御意見を伺いたいと思っております。また，今日は検察官，弁護士，お二人御参加いただいております。それぞれ簡単に自己紹介お願いいたします。

小野寺検察官

さいたま地検の検事の小野寺といたします。よろしく申し上げます。

神尾弁護士

埼玉弁護士会の弁護士の神尾と申します。よろしく申し上げます。

司会者

適宜私のほうで司会進行いたしますけれども，途中この検察官，弁護人のほうからもお話があるかもしれません。また，皆さんのほうから今日の井下田裁判長に対しても遠慮なく聞いていただいて結構です。皆様，実際に前に体験した1回目の，要するに今日の模擬裁判ではない実際の裁判員裁判についてまずちょっとお尋ねしたいことがありまして，その裁判では審理の一番最初の段階で検察官と弁護人が自分たちの言い分を冒頭陳述という形でお話しになったと思います。その中身なんですけれども，実際の裁判員裁判で冒頭陳述の中身についてちょっとこんな点がわかりにくかったとか，ここはわかりやすかったとかいう御記憶のある範囲で何かありましたら，御意見いただけませんか。御遠慮なくお手を挙げていただいて。いかがでしょうか。

5番

内容的には、どちらも事前に裁判官の方からいろいろ詳しいレクチャーを受けた上での、事前に刑事裁判の制度の中身を十分に説明を受けた上でのお話を聞きましたので、そういう意味では実際の裁判も話の内容自体はよくわかったと思います。ただ、御質問ではありませんでしたが、今日の模擬裁判はよりわかりやすかったと思います。

司会者

例えば今日の模擬裁判は、どんな点がわかりやすかったでしょうか。例えば検察側はこんな点、弁護側はこんな点、何か御参考になることがあれば。

5番

具体的な点と言われると、ぱっと出てこないんですが、実際の裁判が皆さん熱意がなかったというようなことではないんですが、今日は特に本当に検察官の方、それから弁護人の方の熱意を非常に感じた模擬裁判だったなと思いました。

司会者

どうもありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。

1番

1回目は、何もわからないで来て、その場でという感じで、何の知識もなかったです。わかりやすかったのは、先ほど言われたように、今回のほうが早くに行き着けたかなと思いました。以上です。

2番

私が前回扱った事案は、ちょっと事件が大きいというか、強盗殺人事件だったんです。今日のは傷害致死だったので、内容自体はちょっと比較できないんですが、前回のときの冒頭陳述に入る前に30分ほど時間があったんです。それで、裁判官の方から大分事件の内容の説明を受けていましたので、わからないなりにそれなりに入っていったかなって思っていました。ですから、争点もさほどなくて、その事件は、検察官、弁護人の主張がそれぞれよくわかったと思っています。今日の模

擬裁判で特に感じたのは、最後の弁論で弁護人が量刑の説明を裁判員全員に向かってしてくれたんです。それがとってもよかったなって皆さんも何か感じていらしたようで、私自身も感じました。裁判のスピード化ということを図るのであれば、なかなかいい手法かなと私自身は感じました。

司会者

冒頭陳述に限ってしまったんですけれども、ほかの部分についても、例えば証拠の内容とか、おっしゃられたような弁論の話とか、論告のあたりも言及いただいて結構です。2番の方が先ほどおっしゃられたのは、弁護人が最後にグラフを使った弁論をされたと思うんですけれど、そのあたりのところでしょうか。

2番

それもそうですけども、執行猶予がつく場合にはこれこれ、こういうことで、傷害致死の場合は3年以上の実刑って決まっているんですけど、特にこういうことがあれば執行猶予がつきますよというような説明を丁寧に話して下さったんです。その上で、その事案をグラフでモニターに出していただきました。ただ、強いて言えば、そのモニターに出たグラフは件数だけで、どういう事案に対してこういう執行猶予がつきましたよということまでは出ていませんでしたけども、その辺内容的にはちょっと不満かなと。評議のほうに戻って、それは裁判官のほうから資料を出していただいて、参考にはさせていただきますけれども。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがでしょうか。

3番

今日の模擬裁判についてですけれども、模擬というか、やっぱり私が今回2回目です。だから、それでなれていたのか、何か非常に検察官のおっしゃることも弁護士さんのおっしゃることもわかりやすかったような気がします。

自分の裁判員裁判は、初めての体験ということで、正直わかっていない状況で参加させていただきました。私たちふだんの生活では考えられないような細かい点が

重要視されているような気がしました。言葉の中でも、言った内容とか再現されているんですけども、自分の言った言葉というのをそんなに細かく皆さん覚えていらっしゃるのかなというのを思ったことと、それからどちらかというとなんか弁護人の方の言うことのほうにちょっと無理があるような、無理にこじつけるといふか、何しろ罪を軽くしなくてはならないという使命感なのか、何かちょっと弁護人の方のおっしゃることに無理があるんじゃないかって思いました。それから、個人的な感想ではありますけれども、検察官の方のおっしゃる内容のほうが正しいといふのか、現実に近いものがあるのかなと思いました。弁護士さんに関して無理に正当化しているようなところもあったような気がしました。そんな感想です。ありがとうございます。

司会者

どうもありがとうございます。4番の方いかがでしょうか。今日の冒頭陳述、紙を配られなかったですが。

4番

今回は、検察と弁護士の方がよく説明してくれたので、よくわかりました。初めてやったときは、事前にちょっと資料をもらったんですが、それ見て、だけど難しい法律用語がいっぱいあって、これは裁判官の人によく聞いて、これ何ですか、この意味はとか、そういうことを聞きました。

前回ちょっとこれはやめたほうがいいんじゃないかといふのは、現場写真のカラー写真です。血のりがついている写真が1個ありまして、それは白黒でやったらどうかと、あとイラストでやったらどうかと。心臓の弱い人にはちょっと。

今回の裁判については結構初めから、やっぱり検察、弁護側、丁寧な説明の仕方してくれたので、よくわかりました。

司会者

ありがとうございます。むしろ紙を配られて難解な用語が書いてあるものよりも、口頭でああいうふうに話したほうがわかりやすいというお話でしょうか。

4 番

はい。すごく丁寧に話してもらいましたんで、わかりました。

司会者

どうもありがとうございます。

2 番

よろしいですか。

司会者

どうぞ，2 番の方。

2 番

今のことに関してなんですが，今日の事案に関しては，できれば私自身は予備知識として被告人の家族関係とか，あと被害者の家族関係，最低そのぐらいは用意しておいていただけるとありがたかったなと思います。当然審理の中でその言葉は出てきますけども，ちょっとメモに夢中になっていて聞きそびれちゃって，落としちゃったというようなところもあったもんですから。以上です。

司会者

初めて聞く固有名詞ですからねということなんですね。

2 番

そうです。

司会者

よくわかります。どうもありがとうございます。5 番の方，もう一度お願いしたいんですが，今日は結構証人が中心の審理だったと思うんですけども，御自分の体験された証拠調べと比較したりして，わかりやすさとか，そのあたり何か御感想を持っておられたらと思います。

5 番

今日に関して言えば，事案が割とシンプルですので，提出された証拠書類としては非常に適切なものだったと思います。それと，私が実際携わった前回の裁判員

裁判の証拠書類自体は、それでよかったのかとは思いますが、前回も今回もそんなんですが、起訴事実は両方とも認めてあって、あと量刑をどうするかというような内容でございましたので、前回でいえばもうちょっと経済的な要因を、具体的な数字を示すものがあつたほうがより判断ができたかなと。今回は、別にそういうものは必要なかったと思うんですが、前回の案件ではちょっとそういう内容も絡んでいましたので、そういうふうには思いましたが、全般として資料的には適切かなと思います。

司会者

結構今日も長くお医者さんの供述書の書面をずっと聞く時間があつた一方で、目撃した証人の証言がありましたけれども、いずれがわかりやすく、いずれがわかりにくいみたいなことってお感じになりましたか。そのあたりいかがですか。

5番

いずれがということはなく、今日は本当にいろいろ計算し尽くされたものと思いますので、説明は非常にわかりやすかったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。6番の方お願いいたします。

6番

私を感じたのは、前回のときはやはり弁護人の方の言葉が難し過ぎて、ちょっと理解ができなかったというのがあります。検察の方は、こういうことがあつて、こういう事件で、こうなったんだよということを知りやすく言ってくれたところがあつたような気がするんですが、弁護人の方の言葉がちょっと理解できなくて、やはり評議に入ったときに裁判官の方がこういうことを言ってくれたんじゃないかというふうなことがあつて理解したこともありました。今日感じたことは、やはり言葉で検察官も弁護人も話して心に來るものと、後で紙を見て目から受けることが何か違う感じをすごく受けました。

司会者

文字面にしてみると、聞いた言葉と比べてちょっとニュアンスが違っていて、例えば評議で意見を言うときにちょっと困るというようなことがあったということとお聞きしてよろしいでしょうか。

6 番

そうですね。もうずっとひっかかっていることなんですが、今回のことに関しますと、やはり攻撃意欲という言葉がどうなのかなということですごく思いました。

司会者

攻撃意欲という言葉は、結構弁護人や検察官のキーワード的に使われていたんですけれども、このワードに関しては皆さん同じような感想を持っておられたんですね。攻撃意欲というと、我々が思い浮かぶのは1つのイメージなんですけれども、ほかの方がどう思い浮かぶか余り考えずに言ったり、議論したりしてしまうので、それは大変参考になります。どうもありがとうございます。7番の方いかがでしょう。

7 番

先ほどもお話し差し上げたんですけれども、2回目ということで、気分的に全然違うというところで、やはり1回目だといろんな評議の中でも意見は出なかったのかなと。今回内容も、事件自体の内容はそれほどでもなくて、求刑の部分だけが焦点だったんです。やはり我々素人ですと、論告弁論で渡される資料ですか、この辺が、以前から聞いていましたけど、当然もうかたい文章だけの内容になっているというのは聞いていましたけど、弁護士とかが出された資料というのは一般企業でいう企画書みたいな形で、絵柄が入っていたり、ビジュアル化されたものがあるって、これはやはり我々一般庶民とすればわかりやすく解説されているのかなというのはありました。それから、前回の案件が大分難しい案件でしたけども、そのときのことを振り返ると、何か本当は裁判官の中でもう方向性が決まっているんじゃないかなと、だから我々は誘導させられているという部分をちょっと感じる部分はありました。ただ、今日は裁判官3名の方で意見が全部分かれたというところを考えますと、その辺我々はたまたま証人として裁判員になっているんじゃないんだなというのは今



日わかりました。

司会者

どうもありがとうございます。

7番

この案件とは違うんですけども、やはり自分が担当させていただいた案件が今後どうなっていくのかなど。当然今回の案件は、私が担当させていただいたのは控訴になったんですけど、控訴された後、中にはもう余りかかわりたくないという裁判員の方もいらっしゃるでしょうけど、例えば私ですとその後どうなったのかなどというのはやっぱり気になる場所なんで、だから今後それが控訴していくのかどうか、どうなったのか、判決が出たのか、その結果はちょっと知りたいなど、何かその辺の仕組みができればいいかなというふうに思っています。

司会者

どうもありがとうございます。どうぞ、2番の方。

2番

やはり同感でして、私の事件は特に強盗殺人であったんで、被告人が控訴する可能性というのは十分にあったと思うんです。できれば最後に、裁判終わった後にアンケート取りましたよね。その中に、せめて希望者だけでいいから、控訴したかどうかの結果を知りたいですかとか、いいですかとかいうアンケート内容を加えていただけたらなど。できれば、控訴は14日以内ぐらいですよ。

司会者

そうです。

2番

私も気になっていたものですから、教えてくれないですから、裁判所のほうに14日たって、時間がありましたから、電話したんです。それで初めて知って、もしも控訴した場合には今度高裁に行きますよね。

司会者

行きます。

2番

高裁はどこでやるんだろう、いつからやるんだろうと、そういうことまでできれば、希望する方だけでもいいですから、フォローしていただけたらなと。まして最高裁まで行って、自分が結構重い決断をすると思うんです。その重い決断をした結果がもしも最高裁で覆されたらどうしようとか、それで普通の裁判ですと傍聴も簡単にできるという話を伺ったんで、傍聴したいなという気持ちも出てきます。中には、もう裁判は懲り懲りだ、このままもういいや、終わったんだからとって、もう考えることをよそうという人もいらっしゃると思うんで、希望者だけでも今後の日程とか、控訴したかしないかから始まって、その辺をフォローしていただけたらとってもありがたいんですけども。

司会者

さいたま地裁の場合だと、上訴されると東京高等裁判所、霞が関にあります。いつ始まるかというのは事案によってかなり変わってきます。どうもありがとうございます。8番の方いかがでしょうか。特に全体総合してでも結構でございますし。

8番

前回と比較ですか。

司会者

はい、比較で。

8番

前は休憩が多くて、出たり入ったりがかなりで、今回ぐらいスピーディーになると時間も短縮になるし、いいんじゃないかなと思って、その点は今回はいいなと思っています。

司会者

むしろ長い時間続けると、皆さんお疲れじゃないかというような御配慮もあったりするんですが。

## 8 番

前は10分とか15分置きぐらいに休憩，休憩で，午前中だけで五，六回出入りしたような気がするんですけど。

### 司会者

わかりました。その他何か，特に今回の裁判員裁判，模擬裁判と実際の裁判員裁判を対比して，当事者の最初の冒頭陳述や証拠，それから論告や弁論，最後の御意見ですね，検察や弁護人の意見などで何かありませんか。何かお話聞いていると，幾つかの事件では裁判官の解説がないと弁護士さんの言うことがわからなかったとか，検察官の言うことがわからなかったと，それで評議に入ったという話を結構聞いているんですけど，そのあたりは今回の課題として，我々も今後の課題として非常に深く重く受けとめているところでございます。せっかく御出席いただいたので，小野寺検事や神尾弁護士のほうから何かコメントしたりすることがあればと思いますが。

### 小野寺検察官

今回冒頭陳述は紙なしで，論告は本当に項目だけ。実際皆さんが立ち会われた裁判員裁判では，割と検察側から詳細な冒頭陳述と論告が出たと思うんですけど，事案の中身が違うんで，単純比較はできないと思うんですけども，どういうスタイルが一番すぐ入ってくるんですか。

## 4 番

ちょっと漫画チックな感じで論告を描いてもらえば，あっ，こういうことかということを知りやすいと思うんです。こういう事件で，こういう形で，こういう事件はこういう刑がふえますよとか，そういう細かい，ちょっと漫画チックな感じで描いてもらえば，論告とか弁論とかですね，そうすると大体わかりやすいんじゃないかなという気がします。イラスト風で，あっ，こういう事件なのか，あっ，こういうことが実際起こったのかという，実際見た人は何だろうな，何だろうなとかと裁判官に聞かなくちゃわからない人がいて，ここの項目は何ですかねということ

で質問しながらやっていくと、だんだん、だんだんこちらも頭がこんがらがってくるんで、わかりやすいようなイラストみたいなことで描いてもらえれば、ちょっと事件の内容がわかりやすいかなと。

司会者

紙を出すにしても、ちょっと文字びっしり過ぎるというお話なんですか。

4番

はい。

司会者

7番の方も先ほどそんなような言葉があったんですけども、さらに敷衍して7番の方お願いします。

7番

どうしても被告といいますか、そちらの顔とか表情、それから言葉遣い、そちらを見てしまう、見なきゃというのもあるし、やはりその辺我々一般庶民として経験がないんで、情に流されるという部分は当然ある部分はありますんで、文字というのは冷静に見れますから。ただ、先ほど言いました、例えば今回の案件ですと攻撃意欲という単語が4文字出てくると、そこに何か誘導されて、そこを争点にしているんじゃないかなと我々はちょっと勘ぐってしまう。でも、私個人的にはそこは違うんじゃないのかなという。中にはそうだという人もいるし、その辺の誘導を何かされているんじゃないかなと、これも刑事ドラマの影響もあるんでしょうけど、その辺はちょっとありますけど、文字は単純に冷静に表現します。ただ、検察側ですと検察側の仕事はしなきゃいけない、弁護側は弁護側の仕事をしなきゃいけないわけですから、当然対立するのは当たり前で、そこを冷静に判断できるかどうかと、ここはやっぱり、今回2回目でしたんで、ある程度冷静に見ることはできましたけど、普通の方は1回目ということになると、なかなか難しい部分があるのかなというのを感じます。

司会者

皆様のお話聞いて、文字は文字の機能があるけれど、もっと想像力を出してやっていかなきゃいけないということなんですね。裁判員の方がどういう受けとめ方をするかというところがあるのかもしれませんが。どうぞ。

小野寺検察官

その関連で、6番の方が言葉と実際書かれていることで何かニュアンスが違うと。

6番

はい。

小野寺検察官

どちらのほうがいいとか、そういう何かあるんですか。今文字になっていると、冷静に判断できるみたいなことを言われていました・・・。

6番

やはり情が入っていきますので、被告の人もそうですし、弁護人の方もそうですし、検察官の方もそうですし、表情とか、身ぶりであったりとか、そういうので何か話す言葉によって心に入ってくるものがあるんですけれども、戻って見るのは文字ですよ。そうすると、目から頭のほうに入ってくるので、そこでちょっと自分の中で何か違う感じが出てくるんですけれども、ですから法律家の方が普通に使っている言葉は、普通だというふうに思われているかもしれませんが、例えばさっきもおっしゃっていましたが、攻撃意欲というのは我々は普通に使う、こういうことなんだよって理解されているとおっしゃっていましたが、多分一般の人ってそういう言葉って使わないので、そういうところでも少し言葉を一般市民にわかるような感じのニュアンスをつけ加えてくれれば、またちょっと違うのかなというふうに思ったんですけれども。

司会者

神尾先生、何かありますか。

神尾弁護士

確かに、文字と言葉ということが今出てきましたけれども、例えば今回でいうと

弁護人が前に出て何も見ずに話かける，ちゃんと目を見て話をして，時々移動したり，ああいう表現方法についてはどのようにお感じになりましたか。

司会者

どなたからでもどうぞ。何か御感想があれば。

6番

やはり人ですから，目を見て話すとか，そういうことって，ただ紙を見て読まれるよりは心に，ああ，こうなんじゃないか，この人の話は信じていいんじゃないかというふうには感じます。

司会者

ほかの方がいかがでしょうか。ちょっと演技過剰じゃないのとか，そういうようなことはないですか。

2番

私自身は，そうは思わなかったです。ごく自然かなって思っていました。

司会者

わかりました。ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

2番

あと，私が扱った事案では，最後の論告とか，あと弁論のときの予備的な知識としても先にご覧いただいたんですけど，それはとってもわかりやすく，カラーだったんです。だから，見やすくて，字も大きかったし，検察側から出されたものがカラーだったのかな。ですから，見づらかったということはなかったです。

司会者

何かほかに御質問等はありませんか。

小野寺検察官

さっきの攻撃意欲という言葉に関連して，今回の模擬裁判の題材つくるのにちょっとかかわっていたもんですから，あの言葉を使ったのにはちょっといろいろな理由があるんですけども，結局端的に言うと，救急車を呼ばなかったことが量刑にどう

影響するのかというところに実は一つの目的があったんです。それがこちらは当然呼ばばいいのに、呼ばなかったんだから、その分悪い情状になるだろうと、刑を重くする事情になるだろうといった場合に、どういう位置づけでそれを言ったらいいのかというところで、こじつけに映ったかもしんないんですけども、だからもともと攻撃意欲が強かったんだと、こんなこと言って、わかりにくかったというのはわかっていたんですけども、今回評議されている中で、救急車を呼ばなかったから、悪いじゃないですかと端的に言われていた方、何かお二方ほどたしかいらっしゃったように、最後の意見のところで行われていたと思うんですけども、何か理屈抜きでとにかく悪いじゃん、と、検察もとにかく救急車呼ばなかったから、悪いでしょうと言えばすっと入ってきた、そういう形になるんですか。

2番

攻撃意欲って、これは法律用語なんですか。

小野寺検察官

いや、違います。今回作り出した言葉で。

2番

作り出した言葉なんですか。

小野寺検察官

作り出したというか、みんなでいろいろ話しして、こういう主張でしてみたらどうだろうかということで考えた・・・。

2番

これはかなり皆さん、裁判員の方ほとんど全員だと思うんですけど、この言葉がひっかかっていたんです。

司会者

5番の方何か。どうぞ。

5番

攻撃意欲は、もう一つ何かしっくりはこなかったです。それで、救急車の話、多

分私が言ったかもしれないんですが、私は実刑を主張したんですけれども、当日被害者のアパートまで行ったときでも、要するに当日中に救急車呼んでいけば私は執行猶予の可能性もあったと思っているんですが、結局呼ばなかったし、次の日も被告人自体は、本人は余り心配していなかったというところでの実刑の判断を下したというのが私の今日の見解だったんですけれど。

司会者

法律家はずっと勉強してきた理屈の体系があって、そこに何としてもはめようとした努力がもうほとんど理解には結びつかないというか、かえってわからない。しかし、一方で理屈に合わない、枠組みに合わないようなことで結論に持っていかれても困ることもあって、そこに苦しんでおります。大きな課題として今後も検討に生かさせていただきたいと思います。そろそろ報道機関の方々からの質問タイムになろうとするんですけども、皆さんよろしいですか。じゃ、別に対報道機関であるからって緊張される必要はありません。

産経新聞

今日は、長い時間お疲れさまです。ありがとうございます。裁判員の皆さんに、1回目と今回両方お伺いしたいんですけど、1回目裁判員をやるというとき何か事前に勉強されたりですとか、そういったことはされるのかというのと、あと今回またもう一度やるに当たって何か勉強し直したりとかしたことがある方がいらっしゃったらお伺いしたいんですけども、どうでしょう。全員だと時間かかるんで、数名の方で・・・。

司会者

前回最初の実際の裁判員裁判のときに裁判員なり補充裁判員で裁判所に行く前に何か御自分で勉強されたという方、ちょっと挙手していただけますか。どうぞ。

5番

勉強ではないですが、図書館でDVDを借りて見ましたけど。

司会者



そういうことも含めて、どうぞ、6番の方。

6番

送られてきた本を一通り見直しました。

産経新聞

まず、DVDをごらんになったという方に、それってどういった内容のDVDな  
んですか。

5番

要するに裁判員裁判を実際に俳優さんが実演されている、DVDを図書館で借り  
て見ました。

産経新聞

6番の方は、本というのは・・・。

6番

裁判所から送られてきた冊子です。

産経新聞

お二方、実際にそのDVD見られて、あと本を読まれて、おっ、知識入ってきた  
なとか、逆にちょっと見てもよくわかんなかったなみたいな感想というか、そのと  
きの、どうでしょうか。

司会者

どうぞ、6番の方。

6番

裁判の内容とかではなくて、こういうときには家族に話してもいいんだよとか、  
どこまで、こういう理由があつたら休んでもいいんだよとか、何かそういうことが  
書かれてあつたので、それはすごく心に、ちょっとありがたかったといえますか。  
漫画で描かれていたやつだったので、読みやすかったですし。

司会者

ありがとうございます。

5 番

実際の裁判って一度ももちろん見たことがございませんし、2時間ドラマで見ても、私2時間ドラマって大体途中で飽きちゃうんで、最初から最後まで見たことないんですけど、そういう意味で裁判を余りじっくり見たことはなかったんですが、あのDVDは非常によくつくられていて、非常にわかりやすいやつでございました。ただし、実際の裁判とは随分違うなとも思いますし、もっと言うと大昔の俳優の映画で「十二人の怒れる者たち」という、これは私大ファンで、繰り返し、自分でDVDも持っていて、見ているんですが、それも一緒に思い浮かべながら裁判に臨んだという程度でございます。

司会者

ありがとうございます。

産経新聞

ありがとうございます。

司会者

ほかにはよろしいですか。

埼玉新聞

済みません。本日はお疲れさまです。今日大分皆さん積極的に質問をされていたと思うんですけども……。

司会者

審理においてですね。

埼玉新聞

そうです。審理において。これは何ででしょう。2回目だから、ある程度なれてそういうことができたのか、それとも本番といいますか、前回やられたときから皆さん積極的に質問されていたのか、そのあたりの何か心境の変化だったりとか、そういうことを教えていただければと思います。

司会者

どうぞ，3番の方。

3番

今日があくまでも模擬だということで，安心感というか，実際だと，やっぱり被告人の方とかが見ていると，何か目が合っちゃうと怖いからといって，要するに何の知識もなく裁判員裁判に参加して，何しろ目立ちたくないというのがあったので，今回は多分模擬だったので，1回ですけど，質問できたのかなって自分で思います。

司会者

ほかの方いかがですか。どうぞ，1番の方。

1番

前回のときは何にも，無で来ました。真っ白で。というのは，もう余計な，一応マニュアルは全部裁判所から送ってきたもので，守秘義務だとか，そういう守らなきゃいけないというのは勉強してきましたけども，あとは，今回もそうですけれど，1回目から我々の事案はちょっとそんなに，先ほど言った刑事事件の中でも殺人とかじゃなかったものですから，その部分では結構いろんな意見は出たんです。だから，今回の意見を言うことに関しては全然抵抗ありませんでした。

司会者

ほかの方いかがですか。どうぞ，4番の方。

4番

私は，自分で疑問を持ったことについては全部質問しています。やっぱり量刑を決める以上は，何か自分に疑問があったことというのを納得しておかないとちょっと，それで結構質問したほうです。

司会者

それは，本番のときもそうであったということですね。

4番

本番でも結構質問しました。自分なりに納得いかないと，人の人生がかかってい

るんで、やっぱり自分が納得いくまで質問して。

司会者

ほかの方がいかがでしょうか。確かに今日は随分たくさん御質問が出てましたが、いかがでしょう。5番の方どうぞ。

5番

別にお世辞を申し上げるわけじゃないんですが、前回の立ち会われた裁判官の方たちも、それから今回の裁判官の方たちも非常に親切で、非常にわかりやすく教えていただいていますので、そして雰囲気づくりも非常に努力されていらっしゃるんで、一概に何とも言えないところはあるんですが、そういう意味で前回から、事案がそんなに重くなかったということもあるのかもしれませんが、私が手がけた裁判では意見が活発でしたし、今回も意見が活発だったと思います。事件の内容も確かにあるとは思いますが、やっぱり裁判官の方がそういう物を言いやすい雰囲気とか、そういう環境を整えていただいているおかげだというふうに思います。

司会者

前回も皆さん質問されたり、実際に尋問されたりしておられましたか。

5番

ええ、私も実際に前回も質問しました。ただ、いつも、今回もそう思うんですが、もっと聞くことがあったんじゃないかなと、何か聞きそびれたなとか、聞き逃したなというのが前回も今回も思ったことです。

司会者

2番の方どうぞ。

2番

今日は模擬だということと2回目だということで、やっぱり精神的にもずっと楽ですし、質問もそれなりにできたかなと思うんですが、初めてのときには裁判が強盗殺人という結構重い事件だったんで、私も含めて皆さんも法廷では質問は最初はほとんどなかったんです。評議して戻ってきて、何聞いていいかわかんないよねと

か、どういう聞き方すればいいんだろうとか、やっぱりいろいろ皆さん悩んでいて、裁判官の方からちょっとアドバイスを受けて、審理もたしか8日間ぐらいあったと思うんです。それで、後半のころになってから大分なれてきて、質問もちょこちょこ、ちょこちょこ出始めました。評議するときも最初皆さんも下向いちやって、ほとんど言葉はなかったです。そのくらいやっぱり雰囲気としては重かったです。ですけれども、だんだん審理にもなれてきて、後半には少しは活発に意見が交わせるようになったかなという感じはしていました。

司会者

どうもありがとうございます。ほか皆さん、そのあたりいかがでしょうか。どうぞ、7番の方。

7番

我々一般は傍聴も経験ないし、裁判所に来るケースもほとんどないという中、例えばお昼も裁判長と一緒に食事ができるとか、やっぱりそういうところで身近に感じる、その中でこの案件とは違う一般論の部分の話も聞けるというところで、心が和むとといいますか、そういう部分がかかなり強いのかなと。警察官ですと、免許更新とか、いろんな場面で会ったり、話をしたりするケースはあるんですけど、裁判長とか裁判官と話をするというのはまずあり得ない状況の中、やはりもちろんだろういう人かなという中で参加しますので、今日は私ももう一方前回一緒にやった方、あと何か3名一緒にやった方もいるんで、その人間関係もある程度できている、それから今回の裁判官の方もお一人が前回一緒にやられたということで、その辺の人間関係というのもあるのかなと。これがまるっきり今日初めて会ったということになると、やっぱりその辺は難しい部分があるんですけども、そこを前回も今回も裁判長、裁判官が和ませたといいますか、それが強いのかなという感じします。

司会者

ありがとうございます。

ほかに報道機関のほうから御質問ありますか。

読売新聞

今日は、長い間大変お疲れさまです。ありがとうございます。済みません。模擬裁判だから、伺っていいのかなと思うんですけども、今日5番の方が救急車を呼ばなかったから、実刑ということを主張されたというお話だったんですが、今日審理の中でどういったことをポイントにして皆さんが御判断されて、どういったことを主張されたのかということをお一人ずつ簡単に伺いたいんですけども、よろしいですか。

司会者

負担のない範囲でということでもいいですね。皆さん、差し支えのない範囲で、自分が例えばこんなところをこの事案では重視したというようなところあれば、おっしゃっていただきます。それでよろしいですか。

読売新聞

はい。

1番

先ほど言われたように、攻撃意欲が一番の難点で、もう1人の方の命という意味では、最初に決めてきた絶対許さないという部分が揺らいだ部分で、最後に決断は全然違ったんですけども、やっぱりそういうのは中の内容を、もしくは検察側、弁護側の弁を聞きながら、極力顔で見て心に入ってというので決めようと思っても、本当に最後までもやもやでした。悩んで悩んで、もう最後には模擬裁判を忘れてしまいました。以上です。

司会者

ありがとうございます。2番の方いかがですか。

2番

猶予刑って、懲役がつかない、私自身は3年にしたんですが、その根拠はまず犯行自身がちょっと短絡的だと、動機はある程度理解できるんですが、犯行そのものがちょっと短絡的なのと、なおかつ救急車を呼ばなかった、あともう一つ何かあつ

たと思うんですけど、ちょっと今メモがなかったんで、そういう理由で決めました。

司会者

具体的な御意見は、特に差し支えない範囲で結構ですので、どのあたりにポイントを置いたかということだけで結構です。

3番

私が一番印象に残ったというか、今日の事件で思ったことは、えっ、こんなふうなことがあるのかなって、酔っぱらった勢いでたった1発殴ったらというんですか、それで相手が亡くなってしまった、本当についていないと言ったら相手の方に申しわけないんですけど、本当に不幸だったなって、それがすごく印象に残りました。

司会者

ありがとうございます。4番の方いかがですか。

4番

私は、攻撃意欲という言葉がどうも最後の最後までひっかかって、これ本当に強いのか、強くないのかということで、あと救急車の件、被告が被害者を家まで送っていきましたね。そのタクシーの中で、そのタクシーでそのまま病院行ったらどうかかなということを鑑みて、そこで私の考えとしては最終的には有期刑にしました。

司会者

どうぞ、5番の方、何か。

5番

私は、直接殴った理由は大体動機はよくわかる、理解できたかなと思うんですけども、まず非常に被害者に対して腹立たしいお気持ちを持っているのであれば、被告人はもう途中で帰っちゃうという選択肢ができたわけです。それで、それをしないで、かつ外で待っている間、自分もしくはもう一人の証人の方か、どちらかが催促に行くとか、見に行くとかいうこともできたのに、それもしていない。最後に出てきて、そういう言い争いじゃないですけども、そういう言葉のやりとりがあって1発やったと。それで、その瞬間は確かにかつとしたかもしれませんが、

15分以上時間があつた間に少しは冷静になる時間はあつたんじゃないかと。その瞬間、人間誰でもかっとなると頭は真っ白になるということもあると思うんですが、タクシーに乗っていた間そんなに会話がなかったというお話も被告人あるいは証人からも話がありましたので、その間に多少は何か冷静になるチャンスがあつたと思うんですが、それにもかかわらずやっぱり救急車を呼ばなかった。だから、そんなに腹立たしいのであれば、被害者を待たずに帰る選択肢もあつたし、それから救急車を呼ぶチャンスは2度あつたのに、それもしなかったというところが私の判断のポイントになりました。

司会者

ありがとうございます。6番の方いかがでしょうか。

6番

私も今回のことで、やっぱり攻撃意欲ということでちょっと悩んだんですが、救急車を呼びましょうと言って拒否したからといって、攻撃意欲が強いというふうには思いませんでした。でも、弁護人の弁論にあるように、救護しなかったのはそれほど大ごとではないと思ったというのも違うと思いました。やはり人として、意識がなくなった状態であれば、何か救急車を呼ぶなりするのが普通なんじゃないかなというふうに思ひまして、ですから1人の人の命が亡くなったということで考えると、やっぱりそれは懲役であつてもいいんじゃないかなというふうに考えます。

司会者

7番の方いかがでしょうか。

7番

今回の案件、前回もそうですけども、亡くなったというのを前提に考えていかなきゃいけないということで、そこは冷静に判断しなきゃいけないのかなと。ただ、最終的に私としてはあり得る、私としてももしこういう内容で当事者であれば、救急車を呼ばなかったかなと。例えば外傷が、出血しているとか、そういう状況であればまた行動は違つたんでしょうけど、あり得るかなという判断は、個人感情が大



分出てしまったんですけど、あり得るかなという前提で、私は執行猶予つきのという  
ことで。

司会者

8番の方いかがですか。

8番

私は、やっぱり暴力振るったということと人を1人死なせているということで、  
そこから判断して実刑の判決を選択しました。

司会者

本当に本日は長い時間、どうもありがとうございました。井下田さん、裁判長と  
して裁判員の皆様にごあいさつを。

井下田裁判官

本日は、本当にどうもありがとうございました。私ごとを言いますと、私はまだ  
実際の裁判員裁判で裁判長というのはやったことがない、実は初心者マークつきの  
今日は裁判長でございまして、その姿をモニターを通じて大勢の傍聴人から見られ  
て、あげくの果てに記者までいると、もうとんでもない感じだったんですけれど、  
今日は時間の初めからおいでくださった皆さんが非常に明るく活発で、積極的にい  
ろいろ御発言もいただいて、非常にいい評議ができて本当によかったなと思います。  
いずれ自分が何件か裁判員裁判を担当するようになったときにもこんな評議ができ  
たらいいなというふうに思うわけなんですけど、そうなるように今後自分としても精  
進していきたいなというふうに思っております。本当に今日はありがとうございました。

2番

済みません。1つ最後に聞いてよろしいでしょうか。

司会者

はい、どうぞ。

2番

被告人が控訴して最高裁まで行って、最高裁が地裁のほうに差し戻すという可能性というのは、裁判員裁判であるのでしょうか。

司会者

上級審の判断により地裁に戻ることもあります。

2番

そういう場合には、やっぱりそれを扱った裁判員がまた駆り出される・・・。

司会者

それは違います。

2番

違うんですか。

司会者

はい、違います。

2番

安心しました。

司会者

なかなか切実な御質問で、どうもありがとうございます。

7番

あと1つ。

司会者

どうぞ。

7番

提案があるんですけども、やはり裁判所というのを身近に感じてもらうためにいろんなイベント、出ていくという、ここに来てもらうのも必要でしょうし、小学生とかは確かにやられているケースもあると思うんですけども、いわゆる親御さん呼んだり、裁判官がいろんなイベントに出て行って身近に感じさせるということをもっとやられてもいいのかなと。実際やられていると思うんですけど、もっとやられ

てもいいのかなというのを感じます。

司会者

その点は是非とも積極的にやらせていただきます。もちろん御迷惑のない範囲で。本日は、我々の耳に痛いことがたくさんございました，大変勉強になりました。本当にどうもありがとうございました。では，これで意見交換会を終了させていただきます。